

東庄町合併処理浄化槽設置補助金交付要綱

平成3年5月1日

告示第12号

(目的)

第1条 この要綱は、合併処理浄化槽を設置する者に対し、合併処理浄化槽設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、合併処理浄化槽の整備促進を図り、し尿と雑排水を併せて処理する事による生活環境の保全及び公共用水域の水質汚濁防止に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定するし尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であつて、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/1（日間平均値）以下の機能を有するものであり、かつ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知。以下「国庫補助指針」という。）が適用されるものにあつては、国庫補助指針に適合する機能を有するもの
- (2) 高度処理型合併処理浄化槽 合併処理浄化槽のうち、放流水の総窒素濃度が10mg/1（日間平均値）以下又は総りん濃度1mg/1（日間平均値）以下の機能を有するもの又はBODの除去率が97%以上で、かつ、放流水のBOD5mg/1（日間平均値）以下の機能を有するもの
- (3) 変則合併処理浄化槽 建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定により国土交通大臣の認定を得たもの
- (4) 単独処理浄化槽 平成13年3月31日以前に設置された便所と連結してし尿を処理し、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により

定められた計画に従って市町村が設置したし尿処理施設以外のもの

- (5) 放流先のない場合の処理装置 千葉県浄化槽取扱指導要綱の規定により定められた放流先がない場合の浄化槽放流水の処理に係るガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の基準に適合している蒸発拡散装置のことをいう。

(補助対象区域)

第3条 補助対象区域は、町内全域とする。

(補助対象浄化槽)

第4条 補助対象となる浄化槽は、第2条第1号から第3号に掲げるもの（以下「合併処理浄化槽等」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) くみ取り便所及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽等への設置換えについては、専用住宅又は併用住宅及び店舗関係（建築物の用途別によるし尿）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA 3 3 0 2—2 0 0 0）の類似用途別番号5の欄に掲げる建築用途に示されている店舗関係）設置される合併処理浄化槽等並びに公共用水域の水質浄化を図るために合併処理浄化槽等への転換が特に必要であると町長が認めたもの
- (2) 前号以外については、専用住宅又は居住面積2分の1以上の併用住宅に設置される高度処理型合併処理浄化槽

(補助金の交付)

第5条 町長は、合併処理浄化槽合併処理浄化槽等を設置する者に対し、東庄町補助金等交付規則（昭和40年東庄町規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の1に該当する者については補助金を交付しない。

- (1) 合併処理浄化槽等法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽等を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (3) 販売目的の合併処理浄化槽が付属した専用住宅（以下「建売住宅等」

という。)を建築(改築を含む。以下同じ。)する者(以下「建築者」という。)ただし、建売住宅等を購入した者(以下「購入者」という。)は、建築者に代わり、補助金交付の対象者となることができる。

(4) 東庄町の町税の滞納がある法人並びに世帯員に東庄町の町税に滞納がある個人

(5) 公共の道路側溝、水路等合併処理浄化槽からの適当な放流先の整備又は確保がなされていない区域に合併処理浄化槽を設置する場合において、ガイドラインに定める当該放流水の処理を行わない者

(補助金額)

第6条 補助金の額は、合併処理浄化槽等の設置に要する費用に相当する額とし、別表1の第1欄及び第2欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の第3欄に定める額を限度とする。

2 既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽等へ設置換えをする者に対する補助金の額は、それぞれ別表2の第1欄及び第2欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の第3欄に定める額に、それぞれ別表3の第1欄及び第2欄に掲げる区分につき、同表の第3欄に定める額を加算した額を限度とする。ただし、建物の建て替えによる場合は、前項の補助金額に18万円を加算した額を限度とする。

3 既設のくみ取り便所から合併処理浄化槽等へ設置換えをする者に対する補助金の額は、それぞれ別表4の第1欄及び第2欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の第3欄に定める額に、それぞれ別表3の第1欄及び第2欄に掲げる区分につき、同表の第3欄に定める額を加算した額を限度とする。ただし、建物の建て替えによる場合は、第1項の補助金額とする。

4 補助対象浄化槽と同時に放流先のない場合の処理装置を設置(公共の道路側溝、水路等合併処理浄化槽からの放流水の適当な放流先の整備又は確保が当分の間見込まれない区域に設置する場合に限る。)する者に対する補助金の額は、前各項に規定する限度額に放流先のない場合の処理装置の設置に要した費用の3分の1から、1,000円未満を切り捨てた額と10万円を比較して少ない方の額を加算した額とする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 審査機関を経過した浄化槽届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 浄化槽及び建築物の配置図(敷地内排水系統含む。)
- (4) 処理水の放流経路図
- (5) 浄化槽の構造図
- (6) 見積書の写し
- (7) 工事請負契約書の写し
- (8) 国庫補助指針が適用されるものにあつては、当該浄化槽が国庫補助指針に適合していることを示す書類(登録証の写し及び管理票)
- (9) 貸主の承諾書(借家の場合)
- (10) 機能保証登録証(市町村用)
- (11) 既設のくみ取り便所又は単独処理浄化槽の現況と転換計画を示した書類(第6条第2項又は3項に係る補助金申請者)
- (12) 世帯全員の町税納税証明書
- (13) 放流先のない場合の処理装置がガイドラインの基準に適合していることを確認できる書類(第6条第4項に係る補助金申請者)
- (14) 装置の維持管理を行うことができる営業所を県内に有する者が自ら施工し、使用中の維持管理までを一貫して行うことを確認できる書類(第6条第4項に係る補助金申請者)
- (15) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付申請の特例)

第8条 建売住宅等で購入者の決定しないものについては、購入者に代わり建築者が補助金の交付を申請することができる。

(交付決定及び通知)

第9条 町長は、補助金の申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付をすると決定した者については、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した者については、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（変更承認申請等）

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金申請内容を変更する場合又は補助金に係る事業（以下「補助事業」という。）を中止若しくは廃止しようとするときは、補助金変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

2 第8条の規定により、補助金の交付申請をした建売住宅等の購入者が決定したときは、ただちに前項の申請書に建売住宅等の売買契約書の写し又は家屋の登記簿謄本を添えて町長に提出しなければならない。

3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示をうけること。

4 町長は、第1項及び第2項の申請について承認をしたときは、補助金変更承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助対象者は、浄化槽工事が完了した日から30日以内又は、当該年度3月20日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1） 浄化槽の保守点検及び清掃に関する契約書の写し（補助金対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、その資格を証する書類）

（2） 浄化槽法第7条検査申込書（市町村用）

（3） 工事施工に係る写真

（4） 施工結果報告書

（5） 請求書又は領収書の写し

（6） 既設のくみ取り便所又は単独処理浄化槽の転換結果報告書（第6条第2項又は3号に係る補助金申請者）

（7） 浄化槽法第7条に係る費用を納付したことを証する書面

- (8) 浄化槽法第10条を遵守することを誓約する書面
- (9) 浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあっては、浄化槽法第11条検査に係る公益社団法人千葉県浄化槽検査センターの千葉県浄化槽一括契約制度要綱に基づく一括契約書の写し
- (10) 浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が自ら実施する場合にあっては、浄化槽法第11条検査の受検を契約したことを証する書面
- (11) その他町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第12条 町長は、前条の報告を受けたときは必要な審査を行い、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第7号）により補助対象者に通知するものとする。

(交付請求)

第13条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第8号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(交付の取消等)

第14条 町長は、補助対象者が次の各号の1に該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消し、又は交付を受けた補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 不正の手段により補助金の交付決定若しくは交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(立入調査)

第15条 町長は、浄化槽工事の状況について、必要と認めるときは当該職員を設置場所に立ち入らせ、調査させることができる。

(委任)

第16条 この要綱及び規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年5月1日から施行する。

別表 1 (第 6 条第 1 項)

1 区分	2 人槽区分	3 限度額
窒素又はりん除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽・変則合併処理浄化槽	5人槽	644,000円
	6～7人槽	686,000円
	8～10人槽	776,000円
	11～20人槽	1,292,000円
	21～30人槽	2,060,000円
	31～50人槽	2,696,000円
	51人槽～	3,050,000円
BOD除去能力に関する高度処理型の合併処理浄化槽・変則合併処理浄化槽	5人槽	489,000円
	6～7人槽	654,000円
	8～10人槽	903,000円
	11～20人槽	1,551,000円
	21～30人槽	2,607,000円
	31～50人槽	3,501,000円
	51人槽～	3,906,000円

別表 2 (第 6 条第 2 項)

1 区分	2 人槽区分	3 限度額
合併処理浄化槽・変則合併処理浄化槽	5人槽	512,000円
	6～7人槽	594,000円
	8～10人槽	728,000円
	11～20人槽	1,119,000円
	21～30人槽	1,652,000円
	31～50人槽	2,217,000円
	51人槽	2,506,000円
窒素又はりん除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽・変則合併処理浄化槽	5人槽	824,000円
	6～7人槽	866,000円
	8～10人槽	956,000円

	1 1～20人槽	1,472,000円
	2 1～30人槽	2,240,000円
	3 1～50人槽	2,876,000円
	5 1人槽～	3,230,000円
BOD除去能力に関する高度処理型の合併処理浄化槽・変則合併処理浄化槽	5人槽	669,000円
	6～7人槽	834,000円
	8～10人槽	1,083,000円
	1 1～20人槽	1,731,000円
	2 1～30人槽	2,787,000円
	3 1～50人槽	3,681,000円
	5 1人槽～	4,086,000円

別表3（第6条第2項及び第3項）

1 区分	2 工事区分	3 限度額
既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽等への設置替え	配管工事に対する補助費	200,000円
既設のくみ取り便所から合併処理浄化槽等への設置替え	配管工事に対する補助費	200,000円

別表4（第6条第3項）

1 区分	2 人槽区分	3 限度額
合併処理浄化槽・変則合併処理浄化槽	5人槽	432,000円
	6～7人槽	514,000円
	8～10人槽	648,000円
	1 1～20人槽	1,039,000円
	2 1～30人槽	1,572,000円
	3 1～50人槽	2,137,000円
	5 1人槽	2,426,000円
窒素又はりん除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽・変則合	5人槽	744,000円
	6～7人槽	786,000円

併処理浄化槽	8～10人槽	876,000円
	11～20人槽	1,392,000円
	21～30人槽	2,160,000円
	31～50人槽	2,796,000円
	51人槽～	3,150,000円
BOD除去能力に関する高度処理型の併処理浄化槽・変則併処理浄化槽	5人槽	589,000円
	6～7人槽	754,000円
	8～10人槽	1,003,000円
	11～20人槽	1,651,000円
	21～30人槽	2,707,000円
	31～50人槽	3,601,000円
	51人槽～	4,006,000円